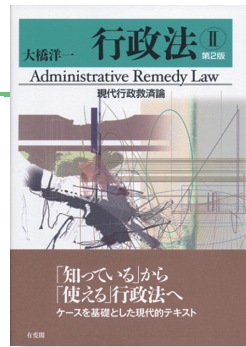


行政法Ⅱ 現代行政救済論〔第2版〕

大橋洋一

2015年5月発売／536頁／本体3800円＋税



編集
担当者
から

本書は、『行政法Ⅰ 現代行政過程論』との2巻で構成する、行政法の体系書です。単独著者によるテキストは、本書を含めて何種類かありますが、本書の特徴は、なんといっても教育的配慮に富んでいるところでしょう。本書は、著者の教育実践にもとづき、ケースを通じて行政救済法の基本事項を学ぶことにより、法を使えるようになること、すなわち、具体的な紛争状況において、とりうる救済手段のうち最も適した手段を選択し、その理由を説得力をもって構成できるようにすることをめざしています。平明な言葉で説明を尽くしているので、500頁近いボリュームながら、初学者でも読み進むことにさほどの困難を感じないのではないのでしょうか。制度の図解や紛争状況の図示が、理解を助けます。また、各章末掲記の参考文献や脚注で引用されている判例や文献を手掛かりに、学習のステップアップをはかることも可能です。

他書で学習している方も、ぜひ本書を読んで、行政法のおもしろさを体感していただければ幸いです。(Z)

Point!

P

豊富なケースを考えながら学ぶことで、法を使う力を身につけていきます。

120 第6章 訴えの利益 (狭義)

1 訴えの利益の消滅

具体例に即して、訴えの利益の消滅について考察を進める。

(基本事例1) 自らが所有する家屋に対して違法な除却命令が出されたため、Aがこれを不服として取消訴訟を提起して争っていたところ、行政庁が誤りに気づいて、自ら除却命令を取り消した。このように職権取消しなされた場合に、Aはなお取消判決を求めることができるか、検討しなさい。

本事例では、除却命令に処分性が認められる点も、当該処分の名義人であるAに原告適格が肯定される点も争いが無い。したがって、Aは除却命令に対し、取消訴訟を適法に提起することができる。しかし、その後の状況の変化等により、Aがこれ以上裁判で取消判決を求める必要性が失われた(つまり取消訴訟の利用がもはや無益である)と考えられる場合がある。本事例では、職権取消しによって攻撃対象であった処分が効力を失ったのであるから、取消訴訟によって回復すべき利益はもはや存在しない。Aがなお判決を求め続けることは、裁判所という有限な国家資源を無駄に使うものでもある。かかる場合に、「訴えの利益は消滅した」として、取消訴訟は却下される。

このように、取消訴訟における訴えの利益の消滅は、取消判決によって回復すべき利益が復発的に(遅くとも口頭弁論終結時までに)消滅したことを意味する。こうした事情が認められる場合に、被告の行政主体は、「訴えの利益が消滅したから、取消訴訟は却下されるべきである」と主張するのが常である。これに対して、原告は取消判決の必要性を主張し、「訴えの利益がなお存続する」点を反論しなければならない(反論できなければ、訴えは却下される)。

訴えの利益や当事者適格の問題は訴訟当事者の判断に委ねられるべきものではなく、職権調査事項であるため、当事者の申立てがなるとも、裁判所は職権で調査を開始することが可能である。

2) 伊藤真『民事訴訟法(第4版増訂版)』(有斐閣・2014年)166-167頁。もともと、訴えの利益や当事者適格については、判断のための資料を提出するのは当事者のみであり、職権探知は認められないため、裁判所が職権で資料の収集を行うことはできない。

2 訴えの利益消滅の典型例 121

2 訴えの利益消滅の典型例

以下では、訴えの利益消滅が争われた典型例を概観する。

① 処分職権取消し及び回復

課税処分、公立学校生徒の退学処分、公務員の懲戒職権処分といった不利益処分が職権で取り消された場合には、攻撃対象であった処分が消滅するため、取消判決によって回復すべき利益は失われる。自作農創設特別措置法(1952年農地法施行により廃止)15条に基づき町の農業委員会が策定した買収計画に対し、買収対象となっている土地の所有者が買収計画取消訴訟を提起した事例を考えてみよう。この訴訟係属中に買収申請が取り下げられ、買収計画が職権を帯びることとなったため、農業委員会は買収計画を取り消した。この事例では、取消訴訟の対象である買収計画が失効したことから、当該訴訟の訴えの利益は消滅する。

(Q1) 県の公文書公開条例に基づき知事の交際費に関する公文書の公開をBが請求したところ、知事により非公開決定を受けた。そこでBは、同決定の取消しを求めて出訴した。次の①及び②の事例で、訴えの利益は消滅するか、説明しなさい。

① 取消訴訟係属中に知事が非公開決定を撤廃して取り消し、請求に係る公文書の全部について公開決定をした場合

② 非公開決定を維持する一方で、知事が取消訴訟において、請求に係る公文書を書証として提出した場合

①②のどちらの事例においても、Bは求めていた公文書に目を通すことができるため、目的を達成したといえる。したがって、訴えの利益は両事例において消滅したように見える。非公開決定を取り消された①の事例について、訴えの利益が消滅する点は異論がない。

これに対し、②について、最高裁は訴えの利益は消滅していないという判断

3) 裁判1961(昭和36)年4月21日民集15巻4号860頁(百選2340事例)。